

第4回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年3月10日
場所 シビックコア 研修室4

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時50分

<p>1 開会の辞 事務局長(杉本剛)</p>	<p>第4回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、第4回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第4回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、4番議席 田中委員と、5番議席 渡邊委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第6号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第6号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p>

	<p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により、毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の法人は、問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>議長 報告第6号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。この案件について、質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 続きまして、日程第3 報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第3 報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出の2番は、員弁町下笠田の[]が所有する、員弁町下笠田 []、計 244 m²の畑を住宅敷地へ転</p>
--	--

	<p>用する届出です。</p> <p>3番は、員弁町下笠田の[]が所有する、員弁町下笠田[]、994 m²の畑を住宅敷地へ転用する届出です。両届出書にも、万一被害が生じた場合は、転用者自ら責任を持って処理しますとされております。受理した届出書は、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
議長	<p>この案件は、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4) 議長	<p>続きまして、日程第4 議案第16号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 報告第16号</p> <p>農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について</p> <p>次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>令和2年2月28日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会会長に対して意見を求めてきております。市は、農業上の利用を図る優良農地を、農用地区域として農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。</p> <p>今回の変更事項は、農用地除外の申し出による変更1件、1筆、1,260 m²です。なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法第4条又は5条</p>

	<p>による転用申請を行なう必要があります。</p> <p>今回の場所は、北勢町大辻新田地内の田で、駐車場用地 1,260 m²の除外申出です。北勢町麻生田の[]が、北勢町北中津原の[]が所有する田を、隣接する自動車販売修理工場の駐車場にするためです。除外後は、1種農地ですが、既存施設の拡張ということで例外的に農地転用の許可が可能です。</p> <p>以上1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。農業振興地域整備計画の変更については、年2回の審議になります。この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第16号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	<p>議長 ありがとうございます。</p> <p>この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、これより議案第16号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。</p> <p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第5) (日程第6)</p> <p>議長</p>	<p>続きまして、日程第5 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」及び日程第6 議案第18号</p>

<p style="text-align: center;">事務局</p>	<p>「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、7件、9筆、面積 6,428 ㎡です。62番が欠番になっているのは、提出後に取下げ願いが提出されたためです。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><58番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の田です。 譲受人である藤原町大貝戸の■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、2,510 ㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><59番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の畑です。 譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽北の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、185 ㎡を売買により譲り受ける申請です。現況が荒れ畑になっておりますので、営農計画書が提出されております。営農計画書には、伐根時期や植え付け時期等を記入してもらっています。</p> <p><60番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の畑です。 譲受人である大安町丹生川上の■■■■が、大安町丹生川上の■■■■3人の共有名義の議案書に記載の1筆、317 ㎡を単独名義にするために売買により譲り受ける申請です。</p> <p><61番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の畑です。 譲受人である北勢町田辺の■■■■が、北勢町田辺の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、754 ㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><63番案件>の申請地は、北勢町麓村地内の田です。 譲受人である四日市市の■■■■が、大安町宇賀の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,681 ㎡を売買により譲り受け</p>
--	---

る申請です。

<64番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。

譲受人である北勢町麻生田の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、232 m²を売買により譲り受ける申請です。■■■■の耕作面積が括弧書きとなっておりますのは、議案第18号の3条貸借権等設定の面積です。合わせて 3,000 平方メートルを超えます。

<65番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。

譲受人である大安町石樽北の■■■■が、員弁町御園の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、138 m²を売買により譲り受ける申請です。現況が荒れ畑になっておりますので、営農計画書が提出されております。

日程第6 議案第18号

農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので議決を求める。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の 3 条貸借権等設定の申請は、1 件、2筆、面積 3,061 m²です。

<5番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の田です。

使用借人である北勢町麻生田の■■■■が、北勢町其原の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、3,061 m²を使用貸借により借り受ける申請です。

以上3条所有権移転7件、3条貸借権等設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について採決いたします。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について(所

<p>(日程第7)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」について採決いたします。</p> <p>議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第7 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆で251㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞ ＜17番案件＞の申請地は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 申請人である北勢町川原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、251㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考え</p>
------------------------------------	--

		<p>えられますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。この案件につきましては、3月3日現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第8) (日程第9)	議長	<p>続きまして、日程第8 議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第9 議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第8 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、14件、19筆で 6,302㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <74番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑で、農地区分</p>

は第2種農地です。

譲受人である四日市市の[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の1筆、823㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<75番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である鈴鹿市の[]が、北勢町新町の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,003㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<76,77番案件>の申請地は、藤原町石川地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である東京都港区の[]が、藤原町石川の[]が所有する議案書に記載の2筆、551㎡を資材置場、道路、駐車場へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<78番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の畑で、農地区分は、500m内に大泉駅といなべこどもクリニックがありますので、第3種農地です。

譲受人である桑名市の[]が、員弁町大泉の[]が所有する議案書に記載の2筆、782㎡を建売住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は30cm程度の切土、盛土工事を行う。取水は上水道、汚水排水、生活排水は下水道を利用し、雨水排水は東側の既設道路側溝へ放流です。

<79番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である桑名市の[]が、藤原町上相場の[]が所有する議案書に記載の1筆、214㎡を個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水生活排水は下水道、雨水排水は浸透式柵を設置し宅外への流出を防止します。

<80番案件>の申請地は、北勢町塩崎地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である小牧市の [] が、北勢町塩崎の [] が所有する議案書に記載の2筆、823㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<81番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑で、農地区分は10ha 以上の一団の農地ですので第1種農地です。住宅と隣接していますので、集落接続となっております。

譲受人である桑名市の [] が、員弁町松之木の [] が所有する議案書に記載の2筆、286㎡を個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は上水道、汚水排水、生活雑排水は下水道、雨水排水は東側道路側溝へ放流です。

<82番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畑で、農地区分は、300m以内に伊勢治田駅がありますので第3種農地です。

譲受人である北勢町川原の [] が、四日市市の [] が所有する議案書に記載の1筆、82㎡と隣接する宅地199.95㎡と合わせて個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は30cm～60cm の盛土を行う。取水は上水道、汚水排水及び生活雑排水は下水道、雨水排水は南側道路側溝へ放流と自然浸透です。

<83番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の [] が、四日市市の [] が所有する議案書に記載の1筆、558㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<84番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の [] が、北勢町中山の [] が所有する議案書に記載の1筆、136㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<85番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の [] が、北勢町新町の [] が所有する議案書に記載の1筆、240㎡を太陽光発電

施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<86番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の■■■■が、北勢町新町の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、333㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

<87番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑で、農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、614㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。

日程第9 議案第21号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、1件、2筆で383㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<31番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の台帳地目山林、現況畑です。農地法では、登記地目だけでなく、現況が農地の場合にも手続きが必要です。農地区分は第2種農地です。

使用借人である大安町石樽南の■■■■が、大安町石樽南の■■■■の所有する議案書に記載の2筆、383㎡を借りて、個人住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成を行い、南側と東側は法面仕上げとし現状のまま自然浸透、北側、西側については車の乗り入れ部分を除いて既設擁壁若しくはブロックを設置し、土砂の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水、生活雑排水は下水道、雨水排水は既設の北側、西側の道路側溝へ放流です。

	<p>以上5条所有権移転14件と、5条貸借権等設定1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
	<p>この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」14件、及び議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第10) 議長</p>	<p>続きまして、日程第10 議案第22号「非農地証明願いについ</p>

	<p>て]を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第10 議案第22号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、8筆 1,247.42㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <38番案件>の申請地は、大安町石樽下地内の台帳地目、畑です。 願い出者は、大安町石樽下の■■■■で、昭和50年から進入路に転用し、現在に至っております。 <39番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、畑と田です。 願い出者は、桑名市の■■■■で、昭和36年から宅地に転用し、現在に至っております。 <40番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の台帳地目、畑です。 願い出者は、大阪府の■■■■で、昭和55年から宅地に転用し、現在に至っております。 <41番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、田です。 願い出者は、藤原町上相場の■■■■で、昭和45年から車庫に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしく願います。</p>
議長	<p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p>

<p>5 その他 議長</p>	<p>議案第22号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願 いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しま した。</p> <p>議事については、以上です。</p> <p>その他でございますが、委員さん、事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、4月3日午前9時から現地調査です。8番藤田委員と9番 松葉委員は出席をお願いします。4月10日に委員会となりますの でよろしくをお願いします。</p>
<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時50分閉会】</p>	<p>これもちまして、第4回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者